

# **兵庫県スポーツ推進計画（基本計画）**

**【改定版】**

# 目 次

第1部 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨及び位置づけ	1
第2部 スポーツをめぐる現状と課題	2
1 今日の社会状況	2
(1) 少子高齢化の進展	
(2) 生活様式の変化	
(3) 地域社会の変化	
(4) グローバル化の進展	
2 これまで取り組んできたスポーツ振興の成果と課題	6
(1) 国におけるスポーツ振興の流れ	
(2) 兵庫県におけるスポーツ振興の流れ	
① 兵庫県生涯スポーツ振興計画（スポーツルネサンス・プラン）	
② のじぎく兵庫国体と兵庫県スポーツ振興行動プログラム	
③ 課題と今後の方向性	
第3部 兵庫のスポーツ推進の目指す姿	11
1 基本理念	11
(1) 全ての県民がスポーツに親しめる環境づくり	
(2) スポーツを通じて楽しさや感動を分かち合う社会の実現	
(3) 共に支え合う好循環の創出	
2 スポーツ推進施策の重点目標	13
重点目標1 スポーツをする子どもの増加と体力の向上	13
(1) 幼児期からの子どもの運動・スポーツ機会の拡大と体力向上方策の推進	
(2) 学校の体育・スポーツに関する活動の充実	
重点目標2 成人のスポーツ実施者の増加	15
(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進	
(2) コミュニティの中心となるスポーツクラブ21ひょうごの推進	
(3) 地域のスポーツ指導者等の充実	
(4) スポーツボランティアの養成	

重点目標 3 競技カレベルの向上	18
(1) ジュニア期からトップレベルまでの一貫指導体制の強化	
(2) 質の高い指導者養成の促進	
(3) トップアスリートを支える基盤づくり	
(4) スポーツ団体のガバナンス強化とドーピング防止	
重点目標 4 障害のある人のスポーツ参加者の増加	21
(1) 障害者スポーツのすそ野拡大	
(2) 障害者スポーツを支える施設環境の整備	
(3) 障害者スポーツ選手の育成・強化	
(4) 障害者スポーツへの理解向上	
重点目標 5 手軽に参加できるスポーツ環境の整備	24
(1) 地域スポーツとトップスポーツの連携・協働の推進	
(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携	
(3) ユニバーサルデザインに配慮した、地域スポーツ施設の充実	
(4) 国際競技大会等の招致・開催等	
(5) 訪日外国人も含めたスポーツツーリズムの推進	
第4部 県民が一体となった計画の総合的推進	28
1 推進体制	28
(1) 県における全庁的推進体制	
(2) 市町との連携	
(3) 学校との連携	
(4) スポーツに関する法人や団体等との連携	
2 県民の理解と参加の推進	28

## 第1部

## 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨及び位置づけ

兵庫県は、「兵庫県生涯スポーツ振興計画」(2001年(平成13年)3月策定)をスタートとして、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「障害者スポーツ」の振興に積極的に取り組んできた。また、同年には、だれもが「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツを楽しむことができるよう、県内の全小学校区に地域のスポーツ活動を支援する「スポーツクラブ 21 ひょうご」(以下「SC21 ひょうご」という)を整備するとともに、2006年(平成18年)には、阪神・淡路大震災からの復興に感謝する「のじぎく兵庫国体」「のじぎく兵庫大会」を開催した。

近年、国内では、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の絆が弱体化する一方、国際的な交流が活発になるなど社会環境の変化とともに、県民ニーズの多様化が進んでいる。この中で、スポーツを通じた、青少年の健全育成や心身の健康の保持増進、地域社会の再生等、多面にわたる期待が高まっている。一方、スポーツ界では、ガバナンスの向上やドーピング対策等の透明性、公平・公正性向上の要請といった現代的課題に加え、ユニバーサル社会づくりの推進に向けた障害者スポーツの充実などの環境変化が生じてきた。

このような状況を踏まえ、国では、「スポーツ基本法」(2011年(平成23年)8月施行)が制定され、スポーツ政策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」(2012年(平成24年)3月)が策定された。さらに、2015年(平成27年)10月に、スポーツ施策を総合的に推進するため、スポーツ庁が設置された。そして、2017年(平成29年)3月には、2021年度までの5年間を期間とする第2期スポーツ基本計画が策定された。

本県では、2012年(平成24年)12月に、今後概ね10年間のスポーツ施策の基本的な考え方や具体的な方向性を示す「兵庫県スポーツ推進計画」を策定し、「する、みる、ささえる」を基本に、「スポーツ立県ひょうご」の実現に向けて、様々な取り組みを行ってきた。

その後、2013年(平成25年)には、関西広域連合が招致した、世界的な生涯スポーツの祭典であるワールドマスターズゲームズ2021関西の開催が決定し、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の56年ぶり開催となる東京オリンピック・パラリンピックと合わせ、大規模国際大会が続くゴールデン・スポーツイヤーズを迎える。

加えて、本格的な人口減少社会、人生100年時代を迎えて、健康づくりが推進されるとともに、女性が社会の担い手として、様々な分野で活躍することなどが求められている。

こうした状況の変化を踏まえ、さらにより多様性を重視した取り組みが可能となるよう、兵庫県スポーツ推進計画の改定を行う。

なお、本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく本県のスポーツ施策に関する基本計画としている。

## 第2部

## スポーツをめぐる現状と課題

### 1 今日の社会状況

#### (1) 少子高齢化の進展

日本の人口は、2008年（平成20年）1億2,808万人を境に減少局面に入っている。将来推計によると、現状のままでは、2020年代初めは毎年60万人程度、2040年代頃には毎年100万人が減少し2060年には、総人口は約8,700万人、高齢化率も40%台になると見込まれている。加えて、20歳前後の若い世代を中心に東京圏に人口が移動しており、多くの道府県が社会減に直面している。

このため、東京一極集中を是正しながら、合計特殊出生率を2030年に1.8、2040年に2.07程度に上昇させ、総人口を1億人程度、高齢化率を2045年頃の35%をピークに25～26%程度まで低下するよう、国・地方をあげて地方創生に取り組んでいる。

また、平均寿命は、男性81.09歳、女性87.26歳（2017年（平成29年））となり、人生100年時代が迫っている。一方で、介護を受けたり寝たきりになったりせずに日常生活を送れる期間を示す健康寿命は、男女とも70歳代（2016年（平成28年）男性72.14歳、女性74.79歳）であり、生涯を通して健康を維持し、平均寿命との差を縮める取組が求められている。

このような中で、子ども世代においては、少子化により日常的に遊ぶ仲間が減少し、休み時間や降園後・放課後に運動・スポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られる。運動部活動についても、生徒数の減少にともなう休部や廃部、指導者不足などの問題が生じている。運動・スポーツをとおして基礎体力を高め、人間性や社会性を育みながら成長していく機会が減少し、協調性を養いつつ個人として自立した人間に成長するという人間形成のプロセスに少なからぬ影響をもたらすことが懸念されている。また、スポーツをめぐる新たな問題として、行き過ぎた勝利至上主義による過度な練習やパワーハラスメント・暴力などの問題も生じている。

高齢者においては、人生100年時代を健康に過ごすために、自己の健康に対する関心や健康志向が高まり、60歳以上のスポーツ実施時間は、1週間あたり1時間57分と、この20年間で約1.6倍（44分増）になるなど順調な伸びを示し、元気な高齢者が増加している一方、要支援・要介護認定者数や介護サービス利用者も増加しており、介護予防の取組などの必要性も高まってきている。

今後は、高齢者向けのスポーツの多様化、ニーズがますます増大する中、スポーツ環境の整備を一層推進し、高齢者のみならず前世代となる壮年期・中年期からの運動・スポーツ習慣を形成することで、健康寿命をより長くし、多くの人が生きがいのある充実した人生を送れるようにすることが求められている。

あわせて、スポーツは生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるように、推進されなければならない。

そのためには、あらゆる世代の人々が、スポーツを通じて爽快感や達成感、連帯感などを共有し、望ましい対人関係を育むとともに、基礎体力を維持向上することで、生涯にわたって健康で、生き生きとした生活をおくることのできる社会を実現することが必要である。

## (2) 生活様式の変化

I C Tを活用した高度な情報化社会の進展は、パソコン・スマートフォンなどを用いて、だれもが容易に必要な情報を入手し、発信することを可能にしただけでなく、オンラインショップなど人々の生活に大きな利便性をもたらした。

一方、子どもや若者に広まる過度なスマホ依存は、日常的な外遊びやスポーツをする機会を一層減少させるなど、基礎体力の低下とともに基本的な生活習慣の乱れが懸念されている。また、都市化やインフラの整備等により、子どもたちの身近な遊び場であった空き地や生活道路は減少している。公共のスポーツ施設等、組織的にスポーツを行う環境は整備されているが、手軽に外遊びやスポーツに親しむ機会は限られてきている。

さらに、食生活が豊かになった一方で、偏食や一部栄養素の摂取不足による栄養摂取上の問題などから、肥満や糖尿病など食生活に起因することが多い疾病を有する子どもや成人が増加している。このため、食生活の改善による生活習慣病の予防は重要な健康課題となっている。朝食を食べない子どもの割合も、近年増加しており問題となっている。

また、日常生活の中で体を動かすこと（生活活動）を実行していて、十分に習慣化している人は37.1%にとどまっており（平成28年度兵庫県健康づくり実態調査（2016年））、生活習慣の改善が課題となっている。

このような状況だからこそ、幼少期からの外遊びやスポーツを通じて、仲間と交流の機会を増やし、多様な価値観を認めあうことや、他者への思いやりの心、責任感や克己心など豊かな心を培うことが求められている。さらには、基本的な生活習慣を確立し、生活習慣病をはじめとするさまざまな健康問題を予防するため、基礎体力を高めることが期待されている。

### (3) 地域社会の変化

地方から都市部への人口移動に加え、三世代同居世帯の減少や高齢者の単身世帯の増加に伴い、家族や地域社会が伝統的に有していた世代間交流や自治会など地域社会の持つ自治的機能が弱体化している。人々の意識の変化と相まって、地域社会における人々のつながりが希薄化する傾向が進んでいる。

地域コミュニティの役割の重要性は、阪神淡路大震災からの復興の過程において認識されたが、東日本大震災においても、復旧・復興のプロセスを通じて、地域での支え合いや「社会の絆」の重要性が改めて認識されている。

本県においても、人口流出などで地域社会の支え手が減少している過疎地域だけでなく、少子高齢化や人口減少のペースが相対的に遅い都市部においても、住民自らが地域のために「協働」といった地域社会の有する機能が損なわれつつある。

また、近年、女性の社会参画が求められており、本格的な人口減少社会の中で、経済活動はもとより、地域社会の担い手として期待されている。その一環として、スポーツの場面においても、女性が参加しやすい環境整備が必要である。

改めて、スポーツが有する地域の人々による相互交流の効果や一体感、達成感を味わうことで新しい人間関係を築き、地域に誇りと愛着をもたらす効果などを活かして、スポーツにより地域の活力を醸成し、地域社会の再生を図ることが求められている。

#### (4) グローバル化の進展

国際社会のグローバル化の動きは、日本においても経済活動や人の往来はもとより、情報伝達や文化活動など日常生活のさまざまな場面に及んでいる。

国においては、国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会をつくり、平和と友好に貢献することにより国際的に信頼され、尊敬される国を目指すべき姿としている。

近年、我が国を訪れる外国人は、2011年（平成23年）の600万人代から、2017年（平成29年）には2,900万人と急増している。国では、2020年には、4,000万人を目指し、インバウンド対策に取り組んでいる。

そのような中、スポーツを通じた国際交流は、スポーツの普及・発展に寄与することはもとより、諸外国との相互理解と友好親善の促進に大きな役割を果たしている。また、国際競技大会における日本人選手の活躍が、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、社会に活力を生み出している。

本県においても、世界の人々と共に生きる国際性豊かな社会の実現を目指して、世界の潮流や国内の動向を見据えた地域課題の解決方策や、海外に向けた県の施策展開方策の企画・立案を行うとともに、国内外における外国機関とのネットワーク化を推進している。その中でスポーツにおいては、本県の青少年と本県と交流のある諸外国の青少年が、スポーツを通じて互いの国の考え方や伝統文化を理解し合う事業を推進し、グローバルな視野と感覚を養うなどの青少年の健全育成に取り組んでいる。また、兵庫県ゆかりの選手が国内外において活躍するなどして、県民に誇りと喜び、夢と感動を与え、県民のスポーツへの関心を高めている。

2019年のラグビーワールドカップを皮切りに、2020東京オリンピック・パラリンピック、そして関西が舞台となるワールドマスターズゲームズ2021関西を迎えて、これまでも増して、生涯スポーツとしての国際交流とともに国際競技スポーツとして兵庫県ゆかりの選手の活躍を支援することが求められている。



## 2 これまで取り組んできたスポーツ振興の成果と課題

### (1) 国におけるスポーツ振興の流れ

日本のスポーツ政策は、戦後の復興に資する上において重要な課題の一つであった。

1951年(昭和26年)には日本のオリンピック参加復帰が決定するなど、スポーツに対する社会的関心が高まる中、1961年(昭和36年)、「スポーツ振興法」が成立し、国民体育大会の実施や各種スポーツ行事の奨励、青少年のスポーツ振興や職場スポーツの奨励など、スポーツ振興に関する施策の基本が明らかにされた。

以後、大きな改正はなかったものの、スポーツの取り扱いについては、啓発的な性格を持つ1960年代の「社会体育」から、急速な経済成長の中で地域住民の交流を重視する1970年代の「コミュニティスポーツ」、スポーツの平等化と民主化を進める1980年代の「みんなのスポーツ」、生涯学習振興の一環である1990年代の「生涯スポーツ」へと変化してきた。

このような中、スポーツ振興法の規定に基づき、2001年度(平成13年度)から概ね10年間で実現すべき政策目標を設定するとともに、その政策目標を達成するために必要な施策を示した「スポーツ振興基本計画」(2001～2011年度)が策定された。その後、本計画は、2006年(平成18年)9月に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の意見を踏まえて改定され、以下のとおりの内容が明記された。

#### 1 スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上方策

子どもの体力について、スポーツ振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。

#### 2 地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指す。

#### 3 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5%となることを目指す。

また、地方公共団体においては、スポーツ振興基本計画を考慮しながら、スポーツ振興に関する計画を定めることが明示された。

スポーツ振興基本計画に基づく振興方策の結果、子どもの体力の低下傾向に歯止めがかかるとともに、成人のスポーツ実施率やオリンピックにおけるメダル獲得率が上昇したが、目標には達していなかった。

また、都市化や少子高齢化・情報化社会の進展等により、社会環境や生活様式が大きく変化し、健康やスポーツに対する価値観も多様化した。加えて、スポーツ界では、ガバナンスの向上やドーピング防止、スポーツ仲裁等のスポーツ界の透明性の向上、公平・公正性に対する要請が高まるとともに、プロスポーツの発展や国際化の進展など大きな変化が生じてきた。

2011年(平成23年)には、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、「スポーツ基本法」が施行された。同法は、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念を示した上で、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体等の努力を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。

また、その中には、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられ、2014年度(平成26年度)より、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業が厚生労働省から文部科学省に移管された。

そして、スポーツ基本法の理念を具体化するために、2016年(平成28年)までの5年間における取組みを定めた、「スポーツ基本計画」が策定された。地方公共団体は、この計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされた。

その後、2020東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019の開催を前にしてスポーツ振興の機運が高まるとともに、スポーツを通じた健康増進、スポーツをより一層社会の発展に活用する必要性が高まったことなどを受け、2015年(平成27年)10月に、国のスポーツに関する施策を総合的に担うスポーツ庁が設置された。

また、2017年(平成29年)には、2021年までの5年間の計画として「第2期スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツの価値」に関して、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点から説明した上で、基本方針として「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現することが提示されている。

## (2) 兵庫県におけるスポーツ振興の流れ

### ① 兵庫県生涯スポーツ振興計画（スポーツルネサンス・プラン）

本県においては、これまでスポーツ振興法をはじめ社会体育に関する諸制度の改正に対応しつつ、スポーツの現状への適切な対処に努めながら、広く県民にスポーツを浸透させる取組を推進してきた。

2001年(平成13年)に、国の「スポーツ振興基本計画」を受け、兵庫県スポーツ振興審議会から出された「本県の生涯スポーツ振興方策について」の答申を基本に、生涯スポーツ振興の指針となる「兵庫県生涯スポーツ振興計画」を策定した。そして、震災からの創造的復興を成し遂げ、スポーツ振興により「元気で活動的な兵庫県民」が増えることを願い、「スポーツルネサンス・プラン」と名付けられた。

本計画は、「豊かなスポーツライフの創造」を基本理念として、県民一人ひとりの生活の中で、それぞれの個性や生活スタイルに応じて、県民だれもが「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに親しめる環境づくりを進めることを目的とした。その内容は、2010年(平成22年)を目標年次とし、本県のスポーツ環境やライフステージに対応するため、次の政策目標を設定した。

- 1 県民だれもが、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、気軽にいつまでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- 2 週1回以上のスポーツ実施率が60%になることを目指す。
- 3 県民のスポーツクラブ加入率を3人に1人(33%)の割合となることを目標とする。

また、これらの目標を実現するため、県内の全小学校区に地域のスポーツ活動を支援する「SC21 ひょうご」を設置するという先進的な取組を実践した。このことは、学校週5日制導入後の子どものスポーツを実施する機会や場所の提供や、地域住民のスポーツニーズに対応するものとなった。2011年(平成23年)には「SC21 ひょうご」の会員数が36.8万人に達し、成人の週1回以上のスポーツ実施率が目標の60%をほぼ達成するなどスポーツ振興に大きな効果をあげた。

## ② のじぎく兵庫国体と兵庫県スポーツ振興行動プログラム

本県では、2006年(平成18年)9月に、第61回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」を開催した。全国から2万5千人の選手・監督が参加するとともに、1万6千人のボランティアに支えられた大会となり、本県は天皇杯・皇后杯を獲得し総合優勝を果たした。10月には、第6回全国障害者スポーツ大会「のじぎく兵庫大会」を開催し、兵庫県と神戸市の獲得メダル数が全国トップとなるなど好成績をあげた。

この成果を踏まえ、2007年(平成19年)に知事を本部長とする兵庫県スポーツ振興本部を設置し、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「障害者スポーツ」の3つを柱に10の具体的な行動(アクション10)で構成する「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」を策定し、県民一人ひとりが「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境整備を推進してきた。その結果として、次の成果を得ることができた。

- 1 「生涯スポーツ振興」においては、中学生・高校生の体力の向上、「SC21ひょうご」の推進による成人のスポーツ実施率の向上、ファミリースポーツ振興の充実などにより健康志向が向上した。
- 2 「競技スポーツ振興」においては、ジュニアスポーツ教室等の実施をはじめ、一貫指導体制の中でトップアスリートの発掘・育成が行われ、そのことが国内外で活躍する選手を多く輩出することにつながり、競技力の向上を図ることができた。また、国内外の高い水準のスポーツ大会を多く開催することにより、県民のスポーツへの関心が大いに高まった。
- 3 「障害者スポーツ振興」においては、障害者スポーツの競技団体の組織化が大幅に進み、障害の種類にかかわらずに、競技者として受け入れる組織が増加した。また、障害者スポーツサポーター数は、2006年(平成18年)末に比べ10倍以上の数(11,920人(平成29年))を確保できた。

さらに、2011年(平成23年)には、「神戸全日本女子ハーフマラソン」の実績を活かして、感謝と友情をテーマに、「第1回神戸マラソン」を開催した。兵庫県で初めて開催した都市型市民フルマラソンでは、スポーツと観光資源を組み合わせた旅行いわゆる「スポーツツーリズム」といった新しい観点も取り入れ、県内外に兵庫の魅力を広く発信するなど、全国的にも大きな注目を集めた。

以後、第8回を数える本大会は、出場者数20,000人、沿道応援者数約600,000人、ボランティア約7,000人と、まさに「スポーツを“する・みる・ささえる”」が発揮される一大スポーツイベントへと成長してきた。

また、2018年(平成30年)の第8回大会からは、国際陸上競技連盟(IAAF)による世界の主要ロードレース格付けにおける「ブロンズラベル」を取得し、国際的なマラソン大会として位置付けられることとなった。

### ③ 課題と今後の方向性

本県におけるスポーツ推進施策の今後の方向性として、児童・生徒の体力向上に加え、幼児期からの運動の必要性、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率の向上、障害者スポーツサポーターの増加等に向けて、一層の取組が求められている。

また、2017年（平成29年）に策定された国の第2期スポーツ基本計画の方針を踏まえながら、ワールドマスターズゲームズ2021関西はもとより、ラグビーワールドカップ2019、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催、さらには、前回の東京オリンピックと同様に兵庫県で開催された全国レクリエーション大会が2020年に再び本県で開催されることを踏まえ、「官（行政）・民（NPO法人等）・学（大学等）・産（企業）」が連携のもと、これまでの成果と課題を検証しつつ、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「障害者スポーツ」の一層の推進を図ることが求められている。

さらに、これらの大会を契機として社会に生み出される持続的な効果をレガシーとして活用し、本県のスポーツ全体を更に発展させていくための施策を、総合的・計画的に進める必要がある。

加えて、今後のスポーツの概念を変えるものとしてeスポーツがある。世界的には認知が徐々に進んでいると言われているが、今後、日本としてeスポーツをどのように位置づけ、推進していくのか、様々な議論が必要であり、動向を注視していかなければならない。

### 1 基本理念

全ての県民がスポーツを通じて楽しさや感動を分かち合い、  
共に支え合う兵庫のスポーツ文化の確立  
↓  
一人ひとりが健康で、いきいきと暮らす社会『スポーツ立県ひょうご』の実現

本県では、未曾有の大震災による甚大な被害を受けながらも、全国からの支援のもと、県民がともに力を合わせ、支え合いながら創造的復興を成し遂げてきた。また、東日本大震災においては、社会全体が復旧・復興に取り組むことを通して、地域社会の再生の必要性が指摘されるなど、「社会の絆」の重要性が改めて認識された。

本格的な人口減少、少子高齢化が進む一方で、グローバル化、ICT技術の進歩などの環境の変化に対応して、社会が将来も持続的な発展を遂げるためには、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健在であり続け、そこでは、次代を担う青少年が、他者との協同や公正さと規律を学びながら健全に育つとともに、人々が健康に長寿を享受できる社会を実現することが必要である。

本県では地域創生戦略に基づく人口対策、地域の元気づくりに取り組むとともに、2030年兵庫の展望を策定し、「すこやか兵庫」の実現を目指して、「未来の活力」の創出、「暮らしの質」の追求、「ダイナミックな交流・還流」の拡大に取り組んでいく。

その原動力となるのは人と地域の元気であり、「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に向けてその一翼を担うスポーツに対する期待は益々高まっている。

様々な取組を通じて、兵庫のスポーツ文化を確立し、一人ひとりが健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」の実現を目指していく。

#### (1) 全ての県民がスポーツに親しめる環境づくり

本県においては、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境の整備として県内 827 の全小学校区に総合型地域スポーツクラブ「SC21 ひょうご」の設置をはじめ、尼崎スポーツの森、三木総合防災公園、県立ふれあいスポーツ交流館や西宮アイスアリーナなどを整備し、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「障害者スポーツ」の振興を図ってきた。

今後とも、地域スポーツクラブとしての機能強化を進めながら、地域の実情に応じて「SC21 ひょうご」の法人格の取得や統合など弾力的な運営も視野に入れ、さらに県民全てがスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいく。

## **(2) スポーツを通じて楽しさや感動を分かち合う社会の実現**

スポーツ活動には、自ら実践することや国際大会等を観戦すること、さらには指導者やボランティアとしてスポーツを支えることなど、様々な形態（する・みる・ささえる）がある。それら様々なスポーツ活動を通じて、楽しさや感動を共有し合うことは、健康で豊かな人間形成、地域の一体感や活力を醸成し、人づくり、地域コミュニティづくりに大きく貢献するものであり、幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出につながるものである。

今後とも、誰もが各々の興味・関心、適性等に応じてスポーツに参画できる環境づくりに一層取り組んでいく。

## **(3) 共に支え合う好循環の創出**

本県では、一層のスポーツ推進を図るため、障害者と健常者がともに、地域スポーツとトップスポーツの連携・協働の強化を図っている。地域スポーツから育ったトップアスリートが地域の人々の指導者になること、地域の大学や企業が有する専門的人材や施設を地域の人々が活用すること、スポーツ医・科学の研究成果等が、地域の人々の健康増進に役立てられるなどの効果が期待される。

今後とも、官（行政）・民（NPO 法人等）・学（大学等）・産（企業）の連携・協働をより推進し、互いの資源を活用できる体制づくりに取り組んでいく。

## 2 スポーツ推進施策の重点目標

基本理念を実現するためのスポーツ施策の5つの柱（5つの重点目標）を定め、それぞれについての基本的認識や目指すべき方向を示す。

### 重点目標1：スポーツをする子どもの増加と体力の向上

子どもたちが、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を培い、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の育成を図る。

#### (1) 幼児期からの子どもの運動・スポーツ機会の拡大と体力向上方策の推進

幼児期において体を動かして遊ぶ機会は、その後の児童期、青年期への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成等に大きな影響を及ぼすとともに、仲間と交流する機会を増やし、他者を思いやる心や忍耐力の習得、礼儀やルール遵守等の規範意識の育成を図るうえで有意義である。

このことについては、2012年（平成24年）に文部科学省から、幼児期における運動のあり方について、運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指した「幼児期運動指針」が策定され、県下の各幼稚園や保育園等に配布されている。

子どもの体力については、2017年度（平成29年度）兵庫県児童生徒体力・運動能力調査（以下「2017年度調査」という。）による本県の平均値と全国平均値（2016年度（平成28年度）「全国体力・運動能力調査」）を比較すると、本県の児童生徒は、全ての校種で男女ともに、全国平均と「同程度」の項目が多かった。

一方で、小学校の早い段階から積極的にスポーツをする子どもとしない子どもの二極化、また、それに関連した、運動不足による体力・運動能力の低下や過剰な運動によるスポーツ障害など、運動器（骨や筋肉、神経等身体を支えたり動かしたりする器官の総称）に関する様々な問題が増加していることが指摘されている。

こうしたことから、学校教育活動においては、学校定期健診の項目を活用しながら、児童生徒の成長・発達の過程を踏まえた「体力づくり」の取組に加えて、家庭や地域との連携による積極的な取組が重要である。「SC21 ひょうご」をはじめ、スポーツクラブ等においては、幼児期から十分な活動ができ、体を動かす楽しさや心地よさを実感することができるよう配慮し、自ら進んでスポーツを実施することができる環境を整備するなど、スポーツをする子どもの増加と体力の向上に努める。



## (2) 学校の体育・スポーツに関する活動の充実

学校における体育・スポーツに関する活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となる。

2008年(平成20年)及び2009年(平成21年)改訂の学習指導要領においては、小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化が図られ、小学校においては、運動に親しむ資質や能力の基礎的な育成を重視した指導の充実、中学校においては、小学校の指導を踏まえ、健康の保持増進のための実践力及び体力向上を狙いとする指導体制の充実、高等学校においては、将来にわたって豊かなスポーツライフを営むことができるような指導の充実が求められている。

2017年(平成29年)及び2018年(平成30年)改訂の学習指導要領においては、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツとの多様な関わり方が実践できるようにするとともに、共生の観点を重視した指導を図ることや、自他や社会の課題解決に向けた力を養うことなどが示され、これに対応しなければならない。

また、運動部活動においては、少子化に伴い、所属生徒数の減少等によるチーム競技等への支障、顧問教員や指導員の不足による教職員個人の負担の増加、行き過ぎた勝利至上主義による過度な指導などの課題がある。こうした課題に対応しつつ、持続可能な運営体制を整えるため、2018年(平成30年)にスポーツ庁からガイドラインが示されている。

本県では2018年(平成30年)9月に、国のガイドラインを踏まえ、「教職員・研修資料(4訂版)いきいき運動部活動」を策定した。また、「SC21 ひょうご」や大学・企業等に所属する専門的指導者等を学校へ派遣し、生徒に効果的、効率的な指導を行うなど、教員の負担軽減に取り組んでいる。

なお、体育の授業や運動部活動等、学校の体育・スポーツに関する活動においては、全国的にも毎年度、重大な事故も報告されていることから、実態・実情に応じた安全面での配慮が引き続き必要である。

このような基本的認識を踏まえ、以下の目指すべき方向に沿って、スポーツ施策の重点目標の実現を図る。

- 「SC21 ひょうご」などを活用し、家庭や地域と連携を図りながら、幼児期からスポーツに親しむ取組を推進する。
- 子どものスポーツ環境を整備するとともに、体力の向上を図る。
- 外部の専門的指導者の活用などにより、学校体育の充実を図る。
- 地域、学校、競技種目等に応じた適切な運動部活動の実施を図る。
- 安全指導などに関する指導者研修会の充実を図る。

## 重点目標2：成人のスポーツ実施者の増加

だれもが生涯にわたって、それぞれの体力や年齢に応じて、いつでもどこでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツを普及する。

### (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

スポーツを行うことは、生活習慣病の予防やストレスの解消、さらには新しい人間関係が構築できるなど、心身の健康の保持増進に多様な効果をもたらす。

スポーツ庁によると、月1日以上、運動・スポーツを実施した率は、63.9%となっている。年齢別では、10代76.3%、20代67.4%、30代60.0%、40代55.3%、50代57.0%、60代58.3%、70代78.2%となり、70代が最も高くなっているのに対し、40代・50代が最も低くなっている。運動・スポーツを実施しない理由は、「仕事や家事が忙しい」が最も多い。

また、月1日以上運動・スポーツを実施した割合を性別で比較すると、男性66.7%に対し女性61.1%とやや低い(2017年(平成29年)スポーツの実施状況等に関する世論調査)。女性の社会参画・活躍を促進するためにも、女性がスポーツに参加しやすい環境を整備する必要がある。

このような状況を踏まえ、今後とも、「SC21 ひょうご」を中心に、既存の競技スポーツとともに、壮年期や中年期から男女問わず無理なく気軽に始められ、高齢になっても楽しめるウォーキングや山歩き、ニュースポーツ(グラウンド・ゴルフ、ソフトバレー、ペタンク、囲碁ボール等)の普及を図り、運動実施者の増加に取り組む。特に、ワールドマスターズゲームズ2021 関西に向けて、県民の参加を促進するために、一層の機運醸成を図っていく。

また、2011年(平成23年)には「健康づくり推進条例」を制定し、県民総ぐるみでの健康づくりを進めている。この中で、個々人の状態に合った健康づくりを県民運動として推進することを目的にした「健康マイプラン実践講座」により、栄養・運動・生活指導等の専門人材を各地の講演会や研修会に派遣し、健康診断の重要性の啓発及び「e-チェックプログラム」等の普及に取り組んできた。今後とも、これらの取組により、多くの県民が自らの日常の生活習慣を振り返ったり、好ましい生活習慣の定着を図っていく。

### (2) コミュニティの中心となるスポーツクラブ 21 ひょうごの推進

本県において2000年(平成12年)から実施している小学校区を基本単位とする総合型地域スポーツクラブの育成を支援する「SC21 ひょうご」は、2005年度(平成17年度)末には、県内全小学校区(827)に設置され、全国的にも例を見ない、県民だれもが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめる基盤整備が図られた。

運営は、受益者負担を原則とするが、行政(県、市町)やスポーツ団体等の支援を受けながら、地域住民によって自主的に行われ、「SC21 ひょうご」は、地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する“多様目”・“多世代”・“多志向”のスポーツクラブとして、親子のふれあいや地域の人々の交流を促進し、

健康で活気ある地域づくりを推進してきた。

しかしながら、2017年（平成29年）におけるクラブ員は、326千人で、2012年（平成24年）の381千人をピークに、人口減少や他のスポーツクラブの充実などの影響から減少傾向にある。また、世代交代・後継者不足、指導者確保など様々な課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、今後もスポーツ分野における兵庫らしさの特徴である「SC21 ひょうご」が、県民のスポーツ振興や健康の保持増進、世代間交流など地域コミュニティの形成に、これまで以上に寄与できる環境の整備が必要である。

### **(3) 地域のスポーツ指導者等の充実**

スポーツ指導者は、スポーツを「ささえる（育てる）人」の重要な要素の一つである。

スポーツ指導者は、（公財）日本スポーツ協会や各競技団体などで養成や研修が行われ、資格を有するスポーツ指導者の数は、近年横ばいで安定した状態にあり、量的にはある程度充足していると考えられる。しかし一方で、資格を有するスポーツ指導者を地域のスポーツ活動で有効に活用する活動場所や機会が少ないことに加え、マッチングも必ずしも十分に機能していないという問題もある。今後は資格を有するスポーツ指導者を、各スポーツ団体が有効に活用できるようするための支援を進めていかなければならない。

本県の、「SC21 ひょうご」活動状況調査結果によると、「SC21 ひょうご」等のスポーツ指導者のうち、何らかの資格を有する者は2011年（平成23年）の33.4%から2017年（平成29年）は36.8%に若干増加しているが、一方で、多種目の団体が所属するクラブを総合的にまとめ、運営するクラブマネジャーを主たる業務とする者を配置しているクラブは5.1%から4.5%に低下するなど、引き続き、指導者やクラブマネジャーの養成等、支援体制の一層の整備が求められている。

これらのことからスポーツ指導者を登録し、マッチングに活用するための制度であるスポーツリーダーズバンクや「SC21 ひょうご」の運営や活動を効率的に支援する「ひょうご広域スポーツセンター」の周知に力を入れるなど、活用を促進するための取組が必要である。

さらに、スポーツ基本法により設置している「スポーツ推進委員」（体育指導委員から名称変更）については、引き続き、実技指導や助言に加え、スポーツ活動全般にわたるコーディネーター等の新たな役割が求められている。今後とも、「SC21 ひょうご」をはじめ、地域スポーツ活動の推進等に一層の活躍が期待されている。

#### (4) スポーツボランティアの養成

スポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアは、スポーツへの関わり方の一つである「ささえるスポーツ」として、「するスポーツ」「みるスポーツ」と同様、広く普及・浸透することにより、一人ひとりのスポーツライフが豊かになるものである。その対象は、地域のスポーツ活動から、大小さまざまなスポーツ大会・イベントまで幅広く、また、スポーツイベントを成功に導く重要な要素となっている。

「のじぎく兵庫国体」は、1万6千人ものボランティアに支えられたが、これを契機にスポーツボランティアが広く県民に浸透した。第8回目を迎える神戸マラソンでは約7,000人のボランティアが、「イベントを成功させたい」、「参加者に喜んでもらいたい」という気持ちで大会を支えている。

このように、スポーツボランティアは、スポーツ振興に不可欠な役割を果たすものとなっているが、スポーツ大会のボランティアに参加し、トップアスリート等が一生懸命頑張る姿に感動や勇気をもらい、「自分もやってみたい」などの気持ちに変化し、スポーツへの関わり方を「ささえる」側から「する」側へと広げる人も多い。

今後とも、スポーツ大会・イベントの運営を支えるスポーツボランティアの紹介や養成などに積極的に取り組み、スポーツボランティアを増やす必要がある。

特に、ワールドマスターズゲームズ2021 関西に向けて、ラグビーワールドカップ2019、2020東京オリンピック・パラリンピックと連携して、スポーツボランティアの育成に取り組むことが重要である。

このような基本的認識を踏まえ、以下の目指すべき方向に沿って、スポーツ施策の重点目標の実現を図る。

- 成人のスポーツ実施率を向上させるため、スポーツ活動の習慣がない人へのスポーツ実施の推奨を図る。
- 地域スポーツの中核である「SC21ひょうご」については市町主導の下、各クラブの法人格取得や統合をすすめ、自立した運営を行えるよう、活性化を図る。
- 地域のスポーツ活動におけるスポーツ指導者の活用を促進するとともに、その資質の向上を図る。
- スポーツを「ささえる」スポーツボランティアを養成・活用する。

### 重点目標3：競技力レベルの向上

本県のスポーツ選手の活躍を支援し、兵庫ゆかりの選手の活躍により、県民に夢と感動を与え、県民のスポーツへの関心を高める。

#### (1) ジュニア期からトップレベルまでの一貫指導体制の強化

本県に縁のあるアスリートが、国民体育大会や国内外で開催される各種の国際競技大会等において活躍することは、県民に誇りと喜び、夢と希望を与え、県民意識を高揚させるとともに、活力を生み出し、「元気な兵庫」の実現に寄与する。このため、トップアスリートの発掘・育成に取り組むことが必要である。

我が国では高い競技レベルを求めるトップスポーツと、住民が楽しみや健康の保持増進等のために行う地域スポーツや学校の体育に関する活動とは、それぞれが別の目的を持った活動として捉えられ、その連携が不十分であった。このため、次世代のアスリートの発掘・育成を計画的・継続的に一貫して行う体制も依然として十分とは言えない。

本県では、2006年（平成18年）に開催した「のじぎく兵庫国体」以降も高い競技水準を維持・向上できるよう、ジュニア世代からの発掘・育成・強化といった体系的な一貫指導体制を構築し、強化選手いわゆる“手づくりアスリート”の育成、競技人口の減少が見られる競技種目に対する普及活動など競技人口の裾野拡大を図ってきた。

兵庫国体後の目標である天皇杯順位8位以内は達成できていないものの、皇后杯や競技別総合成績などで健闘しているほか、オリンピックやパラリンピック等の国際大会における入賞者や全国大会での上位入賞者を毎年多数輩出しており、本県の競技力は高い水準を維持している。

今後は、国内最大の総合体育大会である国民体育大会はもとより、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化を図るなど国内外で活躍できる選手の育成に一層取り組む必要がある。加えて、近年、女性の参加競技が増えつつあることから、効果的な支援のあり方を含め、女性トップアスリートの育成を図ることが必要である。

## (2) 質の高い指導者養成の促進

生涯スポーツ社会の実現を目指し、国民のスポーツ実践力を高め、継続的なスポーツ実践者の増大を図るためには、質の高い指導者が不可欠である。

特に競技スポーツにおいては、ますます向上していく競技水準に対応していくため、指導者には今まで以上にスポーツ医・科学等に関する知識を活用した強化方法や、高度な戦術・戦略を構築する能力が求められている。このため、指導者が担うべき業務量も増大することから、現在の指導者数では対応が困難となることが予測されるが、地方公共団体における公認スポーツ指導者制度の認知度が低いなど、指導者育成には多くの課題がある。

本県においては、(公財)兵庫県体育協会を中心に積極的な指導者育成の取組を進め、4,000人の目標を大きく上回る4,445人(2011年(平成23年度))を確保し、さらに、2017年(平成29年)には、4,954人までに拡大している。

今後とも、各種競技団体や「SC21ひょうご」のニーズに対応した多種多様な指導者養成研修会の実施を推進し、質の高いスポーツ指導者を育成するとともに、指導者相互の連帯を図ることが必要である。

## (3) トップアスリートを支える基盤づくり

本県では、トップアスリートの活躍を支える取組として、スポーツ医・科学研究機関やJOC等との連携により、効果的なトレーニングが実践できる環境や体制づくりを進めてきた。

施設面においては、トップアスリートを支える拠点施設として、これまでサッカー(三木総合防災公園球技場)やテニス(ブルボンビーンズドーム)、スケート(西宮アイスアリーナ)等の施設整備に取り組んできた。今後既存の県内スポーツ施設においても、国際基準に対応する改修により更なる拠点拡大が見込めることから、更なる施設整備が求められる。

また、トップアスリートを支える基盤体制づくりにおいては、安全で効果的なトレーニングを支援するスポーツ医・科学サポート体制が十分に整っていないなどが課題となっている。このため、今後は大学・企業スポーツとの連携をすすめ、スポーツ医・科学の研究成果等の活用も求められている。

一方、アスリートの中には、学齢期において勉学面や人間形成の面等、将来の長い人生において必要な資質・能力について、適切な時期に適切な指導・経験が与えられていない者もいるとの指摘がある。このため、ジュニアアスリートの指導に関わるスポーツ指導者、スポーツ団体、保護者及び学校は、目先の大会等の結果のみにとらわれることなく、スポーツキャリア全体を含めた長期的な視点に立ってアスリートを育成することが必要であり、学業とのバランスも含め、キャリアデザインの重要性を認識することが重要である。

今後とも、「官民学産」の連携・協働を推進し、地域における基盤づくりをすすめ、その中から優れたスポーツ選手を育て、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するなど、人材の好循環の創出に取り組むことが必要である。

#### (4) スポーツ団体のガバナンス強化とドーピング防止

スポーツは、次世代を担う青少年の人格形成に大きな影響を及ぼすものである。このため、スポーツにおけるインテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を実現するために、スポーツ団体のガバナンスの強化やドーピング防止活動、ハラスメント・体罰・暴力の根絶などに向けた取組の推進が求められている。

学校運動部活動を含めたスポーツ団体のガバナンスについては、スポーツ基本法第5条第2項で、「運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるもの」とされており、スポーツ団体の法人格取得など自助努力による適切な団体運営が求められている。

また、ドーピング防止については、近年、薬物使用が若者の間で複雑に蔓延する中、学校現場においては、薬物乱用防止教育の一層の充実が求められるとともに、各スポーツ団体においても、勝利至上主義によるドーピングや無知識による禁止薬物の摂取などを防ぐため、ドーピングに関する情報提供体制の充実、教育・研修、普及啓発に一層取り組んでいく必要がある。

このような基本的認識を踏まえ、以下の目指すべき方向に沿って、スポーツ施策の重点目標の実現を図る。

- 競技人口のすそ野を拡大し、高い競技力を確保するため、ジュニア世代からの一貫指導体制の充実を図る。
- 質の高いスポーツ指導者を育成するため、指導者養成研修の充実を図る。
- 企業や大学等のスポーツ資源を活用しながら、地域スポーツにおいて、アスリートの育成から引退後までを支援する。
- スポーツ団体が自助努力による適切な団体運営を実施できるよう、弁護士や大学教員など有識者による研修等の充実を図る。
- ドーピング防止の研修会やアンチドーピング啓発の充実を図る。

#### 重点目標4：障害のある人のスポーツ参加者の増加

障害のある人が、スポーツを通じて、自らの能力を最大限に発揮し、個性豊かに生きることができるユニバーサル社会の実現を目指す。

##### (1) 障害者スポーツのすそ野拡大

本県では、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる「ユニバーサル社会」の実現をめざし、さまざまな施策を進めている。障害のある人にとってスポーツとは、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという心身の健康の保持増進や体力の向上とともに、自らの個性や能力を発揮し、自己実現や社会参加を図る場として、生活の質の向上に重要な役割を果たすものである。

このため、体力や年齢、技術、関心、個々人の適性等に応じて、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境の整備が重要である。

このことから、県立特別支援学校、団体、企業の体育施設を地域における障害者スポーツの拠点として活用する「障害者スポーツ推進拠点整備事業」、練習場所の提供や技術指導等様々なかたちで支援を行う大学や企業、団体等との間で「障害者スポーツ応援協定」を締結する取組を進めている。

県の中核施設である県立障害者スポーツ交流館の利用状況は、2007年度（平成19年度）は31,497人（稼働率95.0%）、2017年度（平成29年度）は37,207人（稼働率98.2%）となっており、利用者数は伸びている。

また、全国障害者スポーツ大会や兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会では、精神障害者が参加できる競技種目が少なく、参加可能な種目の拡大を図る必要がある。

兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加者について、2017年度（平成29年度）の身体障害者の年齢構成は、60歳以上の参加者が6割を超え、知的障害者の参加者でも高齢者が増加傾向にあるなど、若年層の新たな参加が課題となっている。このことから県立特別支援学校と連携した卒業後の選手への呼びかけ、スポーツフェスティバルの開催支援等に努める必要がある。

地域の取組では、県内の9割を超える市町で障害者スポーツのイベントが実施されているが、その開催回数や対象者、内容に差がみられ、障害のある人のスポーツ活動に知見のあるスポーツ指導者の確保と活動の促進が課題となっていることから、「SC21ひょうご」を活用したインクルーシブなスポーツへの理解向上に取り組む必要がある。

本県では、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人々が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる「ユニバーサル社会」の実現をめざし、さまざまな施策を進めている。障害のある人にとってスポーツとは、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという心身の健康の保持増進や体力の向上とともに、自らの個性や能力を発揮し、自己実現や社会参加を図る場として、生活の質の向上に重要な役割を果たすものである。



## (2) 障害者スポーツを支える施設環境の整備

障害者スポーツに関わる人が、それぞれの目的や目標に応じて、より積極的に取り組むためには、ニーズに応じた施設環境の整備が求められる。

本県では、障害者スポーツ推進の中核拠点として、県立障害者スポーツ交流館（神戸市西区）及び県立ふれあいスポーツ交流館（たつの市）を運営している。2017年度（平成29年度）の両施設の体育館の稼働率はそれぞれ98.2%、72.4%で、県立障害者スポーツ交流館の稼働率が非常に高く、すそ野の拡大に伴う新たな需要に応えることが難しい状況となっている。こうした状況を受け、障害者スポーツのさらなる振興のため、県立障害者スポーツ交流館の隣接地において、「ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）」を整備することとし、2018年（平成30年）11月に基本構想を策定した。あわせて、同センターでは、福祉のまちづくり研究所と連携を強化し、個々のパラアスリートのニーズに応じた義足等を開発、提供も行う。

地域スポーツ施設の現状として、「車いすが床を痛めるなど施設管理上の問題から一部競技での利用が認められない場合がある」、「障害者スポーツ用備品の未整備」、「車いす使用者が利用可能な駐車区画やトイレなど施設のバリアフリー化が、障害のある人のニーズに十分に答えられていない」など、施設におけるハード面での課題がある。2015年度（平成27年度）から体育施設を障害者スポーツ活動に開放している県立特別支援学校を対象に競技用具の設置やバリアフリー化の工事を行っているほか、大学や企業、団体等との間で「障害者スポーツ応援協定」を締結し、練習場所の提供などを受け、障害者スポーツの練習拠点の増加を図っているが、まだ、やむなく県外等の遠方施設を利用しているなどの現状もある。

こうしたことから、身近な地域で障害のある人がスポーツ活動に取り組める環境は十分とは言えず、一層の障害者スポーツの活性化のためには、これらの課題に対応した活動拠点の確保を図るための方策が必要である。

## (3) 障害者スポーツ選手の育成・強化

国際競技大会等の競技スポーツの場で障害者アスリートが活躍することは、県民に勇気や感動を与えるとともに、障害者スポーツへの理解と共感を深めることにも繋がり、障害者スポーツを推進するためには選手育成・強化に向けた体制整備が求められる。

本県は、選手の育成・強化のために、競技団体に対する設立支援や県大会開催、全国大会への選手派遣等、強化のための支援を行っており、2017年度（平成29年度）末には、のべ33の競技団体が組織されているが、組織体制や資金面等、競技団体の運営の基盤が脆弱であり、選手の発掘・育成・強化が困難な状況にある。こうした状況に対応するため、選手発掘養成強化のための記録会・競技会の開催、理学療法士、義肢装具士等との連携のもと、選手の総合的なサポートを行う障害者アスリートマルチサポート事業や、障害者スポーツ優秀選手賞等の顕彰を実施している。

さらには、本県ではパラリンピックをはじめとする国際大会等で活躍するトップレベルの選手を多数輩出しており、東京パラリンピック出場候補選手等に個人コーチ費用や遠征費等の支援を行っている。これらの選手の技術や経験を、多くの県民に伝え、障害者スポーツへの理解促進を図るとともに、選手の発掘・育成につなげるための取組が求められる。

#### (4) 障害者スポーツへの理解向上

障害者スポーツを推進するためには、指導者や介助ボランティア等スポーツ活動の場を支える人材や場所の確保など、県民の一層の理解と参画が求められている。障害者スポーツに係るボランティア活動と一般のスポーツボランティア活動への意向についての調査結果を比較すると、「行いたい」と答えた割合はほぼ同じである。

一方、「行いたくない」と答えた割合は障害者スポーツで 6.4 ポイント少なく、「わからない」と答えた割合は障害者スポーツが 7.7 ポイント多く、障害者スポーツの認知の度合いが影響していると考えられる。

県では、東京 2020 パラリンピックやワールドマスターズゲームズ 2021 関西を控えたゴールデン・スポーツイヤーズを障害者スポーツ振興の絶好の機会と捉え、障害者スポーツ出前講座の実施やパラスポーツ写真展、トップアスリートとの交流イベントの開催など、障害者スポーツを通じた障害者理解の一層の促進と、障害者と健常者が一緒に体験を共有する機会としてのスポーツイベントの開催を支援しており、引き続き理解促進に向けた取組を推進する必要がある。

また、障害者スポーツについては、障害の状態に応じて必要な配慮が求められていること、スポーツを健康の保持増進の観点から効果的に活用していくこと、スポーツ事故等に対応した安全なスポーツ環境を整えることなどが求められているが、こうした高度な課題に十分に対応できる知見や推進体制が整っていない。このため、企業や大学等との連携・協働を推進し、その資源の積極的な活用を図っている。

このような基本的認識を踏まえ、以下の目指すべき方向に沿って、スポーツ施策の重点目標の実現を図る。

- 障害のある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、地域活動拠点の増加と市町における障害者スポーツ振興組織づくりを推進する。
- 障害のある人のスポーツ活動の活性化に向け、新たな中核拠点の整備や、競技・圏域毎の活動拠点確保に向けた既存施設の改修の支援などの取組を推進する。
- 障害のある人がスポーツへの参加機会の拡大や競技力向上を図る。
- 障害のある人が障害の状態や目標などに応じてスポーツに取り組めるよう、指導者の確保とその活動の促進を図る。
- 障害者スポーツ選手の育成・強化に向け、競技団体の設立の促進及び組織強化を図る。
- 障害者スポーツへの県民理解の促進を図るため、障害者と健常者が一緒に楽しむことができる大会やイベント等を実施する。
- 県民理解の促進と選手育成・強化を図るため、トップアスリート等の活用を図る。

## 重点目標5：手軽に参加できるスポーツ環境の整備

官（行政）・民（NPO 法人等）・学（大学等）・産（企業）の連携・協働による手軽に参加できるスポーツ環境の整備を推進する。

### (1) 地域スポーツとトップスポーツの連携・協働の推進

スポーツの活性化と裾野の拡大を図るためには、日本全体で世界の頂点を目指すトップスポーツと、住民が楽しみや健康の保持増進などを目的に行う地域スポーツや学校体育との連携が重要である。

トップアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域におけるスポーツに還元することは、地域住民はもとより児童生徒がスポーツに親しむ契機となる。

本県においても、トップスポーツのチームが拠点地域密着を基本として活動することと相まって、各地域が地域のチームとして応援する機運が高まっている。

この中で、トップアスリートを含め、専門性を有するスポーツ指導者を「SC21 ひょうご」等地域スポーツクラブや学校において活用することは、住民や児童生徒のスポーツに対する参加機運を高めたり、スポーツに親しむ態度を涵養したりする上で大変意義のある取組である。特に、学校の小規模化等の組織・運営に関する問題を抱える小学校・中学校においては、外部指導者の派遣等による支援が望まれている。

こうしたことから、今後とも、学校や「SC21 ひょうご」の地域スポーツと、次世代のアスリートを育てていく取組とが相互に連携する取組が必要である。

### (2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

地域のスポーツ環境を充実させるためには、「官民学産」が主体となって、スポーツ推進に関連し保有する様々な資源を最大限活用しつつ連携・協働し、好循環の創出を図ることが必要である。

企業やプロのスポーツチームは、優れたアスリートやスポーツ指導者等が在籍するほか、スポーツ施設を保有しており、こうした人的・物的資源を地域に提供することにより、地域に根ざした企業活動に結びつける取組も行われている。

今後、本県においても、こうした地元企業による取組を「SC21 ひょうご」などを通じて、地域の活性化に積極的に活用していくことが必要である。また、スポーツ産業による用具等の研究開発については、競技水準の向上や安全なスポーツ環境の確保等、地域のスポーツ環境を支えるものである。

さらに大学や地域スポーツの関係者との連携を深め、地域のニーズにも応えるよう活動を充実させる必要がある。

特に体育系大学・学部は、アスリート等が知識や技能を獲得する人材育成の場であるとともに、医学・歯学・生理学・心理学・力学をはじめ経営学や社会学等を含めたスポーツ医・科学に関する高度な研究の場となっている。しかしながら、現状では、これらの活動

は大学で完結されがちであり、地域における他の主体との連携・協働は拡充の余地が大きい。また、一部の大学では、その保有する高度なスポーツ施設を地域に提供することにより、地域スポーツの拠点となる取組も着手されており、地域のスポーツ環境を充実させるためには、こうした大学の社会貢献活動が広く行われることが求められている。

県や（公財）兵庫県体育協会では、兵庫体育・スポーツ科学学会と連携した事業を実施していることに加え、「SC21 ひょうご」では、各クラブの活性化を図るため、同学会と連携協定を締結し、新たな取組を進めている。

これらに対応するため、地域スポーツにおいて、「SC21 ひょうご」を活用しながら、「官民学産」との連携・協働を図ることが必要である。

### **(3) ユニバーサルデザインに配慮した、地域スポーツ施設の充実**

国の調査では、全国の地域におけるスポーツ活動の場であるスポーツ施設は、近年、老朽化に加え減少傾向にある。特に、全体の6割以上を占める「学校体育・スポーツ施設」については、ピークであった1990年度（平成2年度）の156,548ヶ所から2008年度（平成20年度）は136,276ヶ所、2015年度（平成27年度）は118,690ヶ所と約4万ヶ所を超える大幅な減少となっている。

本県においても同様の状況がみられる中、スポーツ活動を行う際の阻害要因として「身近に施設がない」などの声は依然として強く、スポーツ施設に対する要望として学校の体育施設の開放や整備に期待がもたれている（「平成22年度兵庫県県民・スポーツ意識調査」）。

本県では、県下の827小学校全校区に「SC21 ひょうご」を設置し、その活動拠点である施設は、「学校体育施設」（80.8%（2017年（平成29年）））が最も多く、学校の体育施設を有効に活用しながら、地域住民のニーズに応え、スポーツ推進の振興に大きな役割を果たしている。

また、全小学校区に「SC21 ひょうご」が設置されたため、小学校の施設開放は100%を達成しているが、2017年度（平成29年度）実績で、中学校の施設開放は344校中265校（77.0%）高等学校の施設開放は、県立学校等166校中114校（68.7%）と概ね横ばいの状況となっている。

今後とも、老朽化したスポーツ施設の改修に加え、高等学校の施設開放の促進や廃校・空き教室等の有効な活用、さらには地域住民が夜間利用できるよう照明設備の設置検討、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全・快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進める必要がある。また、休業日等における企業及び大学のスポーツ施設の活用などに、より一層取り組んでいく必要がある。

#### (4) 国際競技大会等の招致・開催等

スポーツを通じた国際交流は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど極めて重要な役割を果たすものである。

また、国際的・全国的レベルの大会を県内で開催することは、「するスポーツ」だけでなく、「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」といった様々な形態でスポーツに参加できる機会を多く生み出し、人々のスポーツに関する意識を高める大きな要因となっている。

本県においては、「第13回夏季ユニバーシアード」(1985年(昭和60年))を開催するとともに、日韓共同開催の「第17回サッカーワールドカップ」(2002年(平成14年))では、公式戦3試合とイングランド代表チームのキャンプを市町が招致した。また、「北京オリンピック」(2008年(平成20年))では、日本選手団をはじめ4ヶ国(スペイン、チュニジア、ジンバブエ、オーストラリア)の事前合宿(水泳、サッカー、テニス)を招致した。これらの招致の際には、選手と地域住民との交流事業を積極的に行い、スポーツ教室や交流イベントを通じて、子どもたちの夢や希望を育むなど、青少年の健全育成や地域のスポーツ振興に大きな成果をあげた。さらに、2011年(平成23年)には「第19回アジア陸上競技選手権」を招致し、国際交流に大きな成果をあげた。

そして、2019年からは大規模国際競技大会の開催が続く、ゴールデン・スポーツイヤーズが到来する。ラグビーワールドカップ2019では、本県も公認チームキャンプ地に決定している他、神戸で予選4試合が開催される。また、2020東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致も順調に進んでいる。

さらに、2021年5月には「ワールドマスターズゲームズ2021関西」が開催される。この大会は、国内外合わせて50,000人が参加する世界最大の生涯スポーツの国際総合競技大会である。関西全域で35の公式競技と30のオープン競技が実施され、生涯スポーツを推進する1つの起爆剤となることが期待されている。本県でも11の公式競技と11のオープン競技が17市町において実施されることから、今後より一層、認知度の向上や大会への参加促進を図り、「する」スポーツとして、県民の参加人数の拡大に努める必要がある。

今後とも、県民のスポーツの関心を高め、地域の活性化などの成果をあげるとともに、国内外からより多くの参加選手や観戦者が本県を訪れ、県民を含め互いの郷土意識の醸成や異文化への理解を深める機会となるよう、国際競技大会等の招致・開催について一層の取組が必要である。

## (5) 訪日外国人も含めたスポーツツーリズムの推進

スポーツには、「する」「みる」「ささえる」ことを通して、爽快感・達成感・他者との連帯感等、言語や生活習慣の違いを超え、異なる国や地域間の相互理解を促進する魅力がある。

スポーツを通じて新しい旅行の魅力をつくり出し、観光の活性化を図るスポーツツーリズムは、「スポーツで旅を楽しむ」「旅先でスポーツを楽しむ」ことを目的とする旅行者を取り込んでいくだけでなく、県内観光旅行における需要の喚起と旅行消費の拡大、雇用の創出にも寄与するものである。

国においては、2021年を目標に、スポーツを目的の訪日外国人数を現行の130万人から250万人に、スポーツツーリズム関連消費額を2,204億円から3,800億円に拡大することを目指している。

本県では、2011年(平成23年)に「第1回神戸マラソン」を通じてスポーツ振興を図るとともに、震災の復旧・復興における教訓や体験、兵庫・神戸の観光の魅力等を国内外に発信するなど大きな成果をおさめた。

ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催に向けて、スポーツ合宿を含めたスポーツツーリズムを促進させるためにも、スポーツ環境の整備や通訳等の人材育成、表示の多言語化等に取り組む。

今後とも、「官民学産」が連携し、「神戸マラソン」の成果を踏まえつつ、身近で手軽にスポーツに参加できる環境の整備を一層推進するとともに、スポーツツーリズムを促進することにより、地域の観光事業の活性化を図る。

このような基本的認識を踏まえ、以下の目指すべき方向に沿って、スポーツ施策の重点目標の実現を図る。

- 大学や企業が有する人、施設、スポーツ医・科学情報の活用を通じて、地域スポーツとトップスポーツの連携・協働を強化する。
- 国際的なスポーツ大会・イベントの招致を行い、スポーツを通じた国際交流事業を推進する。
- 地域の活性化の一環として、スポーツツーリズムを推進する。

本県のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進し、スポーツ立県ひょうごを実現するため、県・市町、NPO 法人、大学、企業等のスポーツ関係者、地域団体、経済団体等の各種団体、マスコミなど、さまざまな主体が連携・協働しながら、県民が一体となって本計画の総合的推進を図る。

## 1 推進体制

### (1) 県における全庁的推進体制

知事を本部長とする「兵庫県スポーツ推進本部」のもとで、「のじぎく兵庫国体」「のじぎく兵庫大会」の開催を契機として高まった県民のスポーツへの関心や全国トップレベルにある競技力等について、加えてゴールデン・スポーツイヤーズを迎えて、さらに継承・発展を図る。あわせて関係部局間の連絡調整を図るなど、スポーツ推進に係る施策について総合的・効果的に推進する。

### (2) 市町との連携

県は、市町等との適切な役割分担のもと、市町等が地域の実情に応じて、主体的にスポーツ推進事業に取り組めるよう、市町との連携・協働を進めながら、県全体のスポーツの推進を図る。

### (3) 学校との連携

児童・生徒の体力・運動能力の向上や、生涯にわたって豊かなスポーツライフを営む態度及び能力の育成に向け、教員の指導力向上や持続可能な運動部活動を促す取組を推進する。

### (4) スポーツに関する法人や団体等との連携

スポーツに関する法人や団体等による主体的な連携・協働を円滑に行うため、県との健全なパートナーシップのもと、関係団体間の人事交流の機会や、関係者による連絡・協議の場を設ける等の取組を推進する。

## 2 県民の理解と参加の推進

県・市町及びスポーツ団体は、スポーツを通じて、県民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する県民の関心と理解を深めるとともに、スポーツに対する県民の参加・支援を促進するよう努力する。